

特定非営利活動法人ひごまる会 総会議事録 記載例

1 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 理事の新任について(年度途中の追加)

2 提案者の氏名

熊本 太郎

3 総会の決議があったものとみなされた日

令和 ○年 ○月 ○日

審議事項を記入します。記入にあたっては法人の定款に記載された総会の権能(議決事項)の内容をご確認ください。

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

阿蘇 花子

提案者と別の方が職務を行ってください。

NPO 法上の社員全員の同意が必要です。

以上のとおり、同意の可否の意思表示を求めたところ、**社員の全員**から**書面(又は電磁的記録)**によりこれに同意する旨の意思表示がなされたため、社員総会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、提案者 **熊本 太郎** 及び議事録作成者 **阿蘇 花子** がこれに記名押印する。

定款で「書面」と限定している場合、(又は電磁的記録)は記載しないでください。

令和 ○年 ○月 ○日

提案者 **熊本 太郎** 印

議事録作成者 **阿蘇 花子** 印

(参考)特定非営利活動促進法(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。